



# 宮 崎 県 公 報

令和 6 年 8 月 23 日 (金曜日) 号外 第 30 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

## 目 次

### 選挙管理委員会告示

○宮崎県議会議員補欠選挙における選挙運動に関

頁

する支出金額の最高額……………	1
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3	
分の1の数……………	1
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分	
の1の数……………	1

## 選挙管理委員会告示

### 宮崎県選挙管理委員会告示第28号

令和6年9月1日執行の宮崎県議会東諸県郡選出議員補欠選挙における選挙運動に関する支出金額の最高額は、候補者一人につき次のとおりである。

令和6年8月23日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

1 候補者一人につき 5,671,100円

### 宮崎県選挙管理委員会告示第29号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和6年8月22日現在次のとおりである。

令和6年8月23日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 17,657人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 210,352人

### 宮崎県選挙管理委員会告示第30号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を

乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和6年8月22日現在次のとおりである。

令和6年8月23日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二  
東諸県郡選挙区 7,113人